

第 11 回 主権免除条項(Waiver of Sovereign Immunity Clause)

国際商事法務 Vol.48, No.3(2020) 野村美明\*

(

契約上、外国国家による裁判権に服する同意を定めておいても、執行権に服する同意があるとは解釈されない。この点で、日本の外国裁判権法は、狭い意味での裁判権に関する 5 条 1 項の同意も、強制的措置からの免除に関する 17 条 1 項の同意も、「裁判権から免除されない」という効果に結びつけているので、両者の区別がわかりにくくなっている。外国裁判権法 17 条 1 項は、強制的な措置（執行権）から免除されないことを意味し（主権免除条約 18 条、19 条参照）、同条 3 項は、裁判権免除の放棄は執行権免除の放棄を意味しないという趣旨（主権免除条約 20 条参照）で解釈されるべきである。

契約で裁判権免除の放棄を定めていても執行免除の放棄を規定していない場合には、たとえ外国被告に対する法廷地裁判所の裁判権が認められ、原告企業勝訴の判決が出たとしても、法廷地に所在するその外国の財産に対する強制執行が認められないおそれがある。外国国家等や将来国有化の可能性のある企業との契約にあたっては、管轄合意だけではなく、裁判権と執行権の区別を踏まえ、主権免除の放棄を明示的に定めておく必要がある。

また、主権免除の放棄と絶対的な免除主義および制限的な免除主義の機能の関係も意識しておくことが必要である。主権免除の放棄は、絶対的な免除主義のもとでも認められる。他方、制限的な免除主義のもとでは、外国国家の商業的な行為については外国国家による裁判権免除の放棄がなくても、裁判権からの免除を認めないのが原則である。しかしながら、商業的な行為の用語や定義は各国法で異なるので、契約の対象となる取引が商業的行為であることを表明させるとともに、主権免除の放棄も表明させておくことが安全である。

---

\* のむら よしあき、大阪大学大学院国際公共政策研究科特任教授